



後期高齢者医療制度に関する要望書

我が国の医療制度は、「超高齢社会」という問題に加え、人口減少の中での地域医療の確保、さらには、災害時の対応など様々な課題に直面している。

このような中、後期高齢者医療制度の持続可能性を確保しつつ、被保険者の一人一人が、その状態に応じて、安全・安心で質が高く効率的な医療を受けられるようにするためには、更なる検討・改善が求められるところである。

このため、国において、以下に掲げる施策を積極的に対応、実現されるよう要望する。

記

1. 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により被災された被保険者について、今後とも国の財政支援を拡充し、併せて、平成28年熊本地震により被災された被保険者についても、同様の支援を行うこと。

また、大規模災害により被災した被保険者等の支援に要する費用については、全額国による財政支援とすること。

2. 低所得者に対する保険料軽減特例措置については、生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持すること。

やむを得ず見直す場合には、その必要性について、国による丁寧な説明と周知を行い、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細やかな激変緩和策を講じ、その内容については、早期に提示すること。

3. 後期高齢者医療制度が持続可能で安定した財政運営が可能となるよう、国庫負担割合の増加や高齢者の保険料負担率改定方法見直しなど、国による財政支援を拡充すること。

加えて、国民健康保険における財政運営の責任を都道府県が担うことを踏まえ、後期高齢者医療制度についても、運営体制のあり方の検討を行うこと。

4. あん摩・マッサージ、鍼灸及び柔道整復に係る療養費の適正化、不正請求防止等を図るため、次の事項について改善を図ること。

① 療養費の支給について、保険者毎に異なる判断が生じないよう、明確な支給基準を国で示すこと。

② 施術に係る関係帳簿の整備保存を義務化するなど、不正請求防止のための制度改正等の措置を講ずること。

③ あん摩・マッサージ及び鍼灸について、国及び都道府県に指導監査権限を付与し、疑義が生じた場合には、国及び都道府県は速やかに指導監査を行うこと。

④ あん摩・マッサージ及び鍼灸の医療費適正化について、柔道整復と同様に国の財政支援措置を講ずること。

5. 社会保障・税番号制度の導入に伴い、広域連合が行うシステム改修等に係る費用及び当該制度の導入後において負担することとなる維持管理費用については、その全額を国が予算措置すること。

6. 長寿・健康増進事業に対する財政支援の拡充を図るとともに、保健事業実施計画において取り組むこととした保健事業については、その円滑な推進のため、国において十分な予算措置を講ずること。

また、保健事業のより現実的、かつ、効果的な実施体制を構築するため、広域連合と市町村の役割分担について、国が制度設計を行うこと。

7. 後期高齢者医療制度の周知・広報に係る所要の費用について、新たな国の助成制度を創設すること。

以上

平成28年6月8日

厚生労働大臣 塩崎恭久 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会
会長 横尾俊彦

